

平成29年11月24日（金）

午後1時30分

議会棟4階 第1・2会議室

教育委員会定例会

追加議案書

傍聴人
閲覧用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第41号 市長からの意見聴取について

署名人

高須教育長

岩根教育長職務代理者

議案第41号

市長からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた平成29年12月市議会定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成29年11月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

- 1 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 2 寝屋川市立幼稚園条例の一部改正
- 3 寝屋川市立市民体育館条例の一部改正
- 4 寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正
- 5 平成29年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）
- 6 指定管理者の指定（寝屋川市立市民体育館）

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意

見を求められた平成29年12月市議会定例会に提出される議案について、協議を行い回答するため。

議案第 号

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 12 条の 4 第 2 項」を「第 12 条の 5 第 2 項」に改める。

- (1) 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年寝屋川市条例第 16 号）第 24 条第 2 項
- (2) 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年寝屋川市条例第 19 号）第 11 条第 3 項第 1 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

寝屋川市立幼稚園条例の一部改正

寝屋川市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立幼稚園条例の一部を改正する条例

寝屋川市立幼稚園条例（昭和 47 年寝屋川市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表寝屋川市立神田幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号

寝屋川市立市民体育館条例の一部改正

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立市民体育館条例（平成 19 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「指定管理者」を「体育館の駐車場を利用する場合その他指定管理者」に改める。

別表に次の表を加える。

3 駐車場を利用する場合の利用料金

自動車の種類	単位及び金額
(1) 大型・中型車両	1 台 1 日につき、3,000 円
(2) 普通車両等	1 台 1 時間につき、100 円

備考

- 1 「大型・中型車両」とは、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条の表に規定する大型自動車及び中型自動車をいい、「普通車両等」とは、大型・中型車両以外の自動車をいう。
- 2 普通車両等について利用料金の額を算出する場合においては、1 時間未満の時間は、これを切り捨てるものとする。
- 3 普通車両等について、平日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）に利用する場合の利用料金は、1 台 1 日につき 800 円を上限とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後に体育館の駐車場を利用する場合における利用料金について適用する。

議案第 号

寝屋川市立池の里市民交流センター条例 の一部改正

寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立池の里市民交流センター条例（平成18年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表」を「別表第1」に、「料金（以下「使用料」という。）」を「使用料」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 センターの施設等のうち別表第2に掲げる多目的室の使用に係る使用料は、それぞれ同表に定めるとおりとする。

第11条に次の1項を加える。

3 使用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。

第12条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「及び前条第2項に規定する実費（以下「使用料等」という。）」を削る。

第13条の見出し及び同条中「使用料等」を「使用料」に改める。

別表の2の表備考3中「及び」を「又は」に、「者が」を「者であつて、市内に住所を有するものが」に改め、同表備考6中「（同人が3歳以上中学生以下又は60歳以上である場合は、当該金額の5割に相当する額）」を削り、別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

多目的室の使用料

[単位：円]

使用時間 使用施設	午 前	午 後 A	午 後 B	夜 間
	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
多目的室1	400	400	400	400
多目的室2				

多目的室 3				
多目的室 4				
多目的室 5	300	300	300	300
多目的室 6	700	700	700	700

備考

- 1 1の多目的室について、2以上の使用時間の区分を使用する場合の使用料は、当該多目的室について、当該使用時間に対応する、それぞれこの表に規定する金額の合計額とする。
- 2 使用者が入場料（これに類する料金を含む。）を徴収する場合の使用料は、この表に規定する金額の5倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市立池の里市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に寝屋川市立池の里市民交流センターの施設を使用する場合における使用料について適用し、同日前に寝屋川市立池の里市民交流センターの施設を使用する場合における使用料については、なお従前の例による。

平成29年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		事業概要
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額		
				国府 支出金	地方債	その他					
教育費・ 教育総務費・ 教育委員会総務費	588,806	△ 28,412	560,394	-	-	-	△ 28,412	給料 職員手当等 共済費	△ 15,832 △ 7,348 △ 5,232	[人件費等] 1. 人件費等 △ 28,412	
教育費・ 教育総務費・ 教育研修センター費	41,420	1	41,421	-	-	-	1	共済費	1	[人件費等] 1. 人件費 1	
教育費・ 小学校費・ 学校管理費	780,232	15,138	795,370	-	-	-	15,138	給料 職員手当等 共済費	11,058 1,816 2,264	[人件費等] 1. 人件費等 15,138	
教育費・ 小学校費・ 学校給食費	557,889	△ 19,067	538,822	-	-	-	△ 19,067	給料 職員手当等 共済費	△ 9,142 △ 6,926 △ 2,999	[人件費等] 1. 人件費等 △ 19,067	
教育費・ 中学校費・ 学校管理費	501,414	△ 2,562	498,852	-	-	-	△ 2,562	給料 職員手当等 共済費	△ 26 △ 2,280 △ 256	[人件費等] 1. 人件費等 △ 2,562	
教育費・ 幼稚園費・ 幼稚園管理費	196,953	△ 16,833	180,120	-	-	-	△ 16,833	給料 職員手当等 共済費	△ 7,696 △ 5,865 △ 3,272	[人件費等] 1. 人件費 △ 16,833	

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		事業概要
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額	
				国府 支出金	地方債	その他				
教育費・ 社会教育費・ 社会教育総務費	360,762	△ 3,254	357,508	-	-	-	△ 3,254	給料 職員手当等 共済費	△ 2,059 △ 1,553 358	[人件費等] 1. 人件費等 △ 3,254
教育費・ 社会教育費・ 図書館費	284,771	△ 18,725	266,046	-	-	-	△ 18,725	給料 職員手当等 共済費	△ 9,789 △ 5,670 △ 3,266	[人件費等] 1. 人件費 △ 18,725
教育費・ 社会教育費・ 青少年教育費	80,233	58	80,291	-	-	-	58	共済費	58	[人件費等] 1. 人件費 58
教育費・ 社会教育費・ 留守家庭児童会費	612,632	△ 12,580	600,052	-	-	-	△ 12,580	給料 職員手当等 共済費	△ 7,548 △ 2,024 △ 3,008	[人件費等] 1. 人件費 △ 12,580
教育費・ 社会体育費・ 社会体育総務費	68,891	3	68,894	-	-	-	3	給料 職員手当等 共済費	△ 175 115 63	[人件費等] 1. 人件費等 3

議案第 号

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民体育館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 29 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立市民体育館
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5 年間）